# 育児支援訪問事業のご案内

# \*利用をお考えの方は、事前にご相談ください。

# くご利用できる方>

千代田区内にお住まいで、下記の条件に該当する方で、他に支援する方がいない 時、区が認定できる時間内でご利用できます。

- 〇産前産後の支援(1世帯につき、上限60時間、多胎の場合は上限120時間) 母子健康手帳取得時から1歳未満(多胎の場合は2歳未満)のお子さんがいる家庭
- ○義務教育終了前までの児童がいる家庭への支援(1世帯につき、年度上限48時間以内) 保護者の状態から、育児が一時的に困難になっていると区が認定した家庭



### くサービスの内容>

育児支援(保育、授乳の手伝い、食事の介助、沐浴の補助、おむつ替えやトイレのお世話、園への送迎)、 家事支援(食事の準備及び片付け、当日分の調理、生活スペースの掃除機がけ、洗濯、浴室等水回りの簡単 な掃除、近所(片道30分以内)への日用品の買い物)、健康診査等病院への付き添いなど

- \*申込時に必要なサービス内容を確認し、ケアプラン(どのようなサービスを提供するか)を作成します。
- \*区が委託している会社のシッターが伺います。

# <利用時間帯>

- ・月曜〜土曜 : 7時〜19時までの区が認める時間(日曜・祝日・年末年始は除く)
  - \*予約は利用希望日の5営業日前までにお願いします。
  - \*利用時間は1回2時間~8時間となります。

# <料金・負担額等>

〔負担額〕 1時間あたり

住民税課税区分	家事のみ又は、お子さん2子までの保育(※)
生活保護受給世帯・市町村民税が非課税である世帯	O円
市町村民税均等割のみ課税世帯	500円
その他の世帯	1,000円

- ☆支払いは区で発行する納付書により金融機関でお支払いください。買い物や通院時などにかかる交通費の実費は、直接シッターにお支払いください。なお、負担額は住民税の課税状況を踏まえ、6月までの利用は前年、7月以降は当年の税額に基づき決定します。
- ☆区で課税情報が確認できない方は、住民税課税状況のわかる書類を添付していただく場合があります。
- ☆お子様やご家族が病気の場合に保育を希望する時は、個別に区へご相談ください(区と事業所が協議をして 対応できるかを判断します。加算額は1人当たり500円/時間になります)

#### <キャンセル料・変更料>

2営業日前(土・日・祝日・年末年始は除く)の16時までに事業所へご連絡ください。

利用日前々日16時までに取り消し	無料
利用日前日16時までに取り消し	1 時間あたり 単価の 50%
利用日前日16時以降または当日の取り消し	1 時間あたり 単価の100%

<sup>\*</sup>感染症(インフルエンザ・ノロウィルス・新型コロナなど)に感染した場合(同居家族の感染も含む)は訪問できません。キャンセル料も利用者様のご負担となりますので、ご了承ください。

#### く手続きの流れ>

① 電話でお問い合わせください。**☎**03-5298-5521(サービス開始まで日数がある時は、提出書類が変わる場合がありますのでご注意ください。下記の添付資料が必要です。詳しくはお問い合わせください)

申請区分	申請の理由	添付資料	
産前産後の支援 (産後は1歳未 満・多胎の場合は 2歳未満)		●母子健康手帳の写し ①出生届出済証明(千代田区母子健康手帳1頁) ②直近の母子の状況がわかる頁 ア)産前⇒妊娠中の経過(千代田区母子健康手帳8~9頁) イ)産後⇒出産の状態(千代田区母子健康手帳14~15頁)	児童連絡票 (指定様式) *生後1歳以
義務教育終了前 までの児童がい る家庭への支援	区の認定を受けていること	●根拠書類 <診断書( <u>病状の期限まで記載のこと</u> ) または介護保険認定 結果通知書>など	上のお子さん がいる場合の み

- ② 利用日が近くなりましたら、日程調整のうえ区職員が家庭訪問をして申請書類の記入と利用ニーズ等をお聞きします。
- ③ 申請内容と家庭訪問の状況により、利用を決定しケアプラン(どのようなサービスを提供するか)を作成します。
- ④ サービスを希望する日時(5営業日前まで)を区へご連絡ください。
- ⑤ サービスを提供します。
- ⑥ 月ごとに利用料に関する納付書をお送りしますので、金融機関でお支払いください。

# くサービス利用時の留意点>

\*日常的な育児・家事以外、以下のようなサービスは提供できません。

網戸・エアコン・換気扇・ベランダ・高窓拭きなど日常清掃を超える大掃除、雑巾がけや磨き掃除、引越しの手伝い、漂白剤を使った洗い物、長時間のアイロンがけ、家具の移動、物置・家具などの組み立て作業・修理、押入れの整理、衣服・寝具などの補修、ペットに関すること、大量の料理、作り置きの食事作り、お菓子作り、高級品を取り扱う作業、投薬や薬の塗布、医療行為など。

- ☆原則、保護者が不在となる場合の依頼はお受けできません。
- ☆就労支援は該当しません。
- ☆お子さんの保育(見守り含む)をしながら家事を同時に行うことはできません。
- ☆貴重品は必ずご自身での管理をお願いします。

# 千代田区児童・家庭支援センター 子ども家庭相談係

〒101-0048 千代田区神田司町 2-16 神田さくら館 6 階 ☎03-5298-5521 \*問合せ等は、月曜~金曜(土曜・日曜・祝日。年末年始は除く)8:30~17:00 まで